

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会 社 の 株 式 に 関 す る 事 項
新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項
会 計 監 査 人 の 状 況
会 社 の 体 制 及 び 方 針
株 式 会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 に 関 す る 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

ダブル・スコープ株式会社

当社は、第14期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の株式に関する事項、新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針、株式会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://w-scope.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 31,299,600株

(3) 株主数 10,899名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
崔 元 根 (Choi WonKun)	4,267,000株	13.63%
STATE STREET BANK AND TRUST COMP NY 505019	2,150,000株	6.87%
TAIYO HANEI FUND, L. P.	1,899,800株	6.07%
TAIYO FUND. L. P.	1,374,400株	4.39%
BNYM SA/NV FOR NN PARAPLUFONDS 1 N. V.	993,347株	3.17%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	916,374株	2.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	796,300株	2.54%
BBH (LUX) FOR NN (L) GLOBAL SUSTAIN ABLE EQUITY	777,300株	2.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	762,600株	2.44%
CLEARSTREAM BANKING S. A	639,844株	2.04%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

新株予約権等に関する事項（2018年12月31日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権（a）（2010年3月5日付与）

- ・新株予約権の数
228個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 228,000 株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2012年2月27日から2020年2月26日まで

② 第1回新株予約権（b）（2010年3月5日付与）

- ・新株予約権の数
2個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,000 株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2020年2月29日まで

③ 第1回新株予約権（c）（2010年3月5日付与）

- ・新株予約権の数
275個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 275,000 株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2020年2月29日まで

・新株予約権の行使の条件

- （i）新株予約権者が、下記（イ）（ロ）のいずれの地位にも該当しなくなった場合、新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りではない。
（イ）当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位。（ロ）当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。
- （ii）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役	第1回新株予約権 (a)	178個	2名
監 査 役	第1回新株予約権 (a)	—	—
取 締 役	第1回新株予約権 (b)	—	—
監 査 役	第1回新株予約権 (b)	2個	1名
取 締 役	第1回新株予約権 (c)	—	—
監 査 役	第1回新株予約権 (c)	—	—

④ 第2回新株予約権 (2011年5月6日付与)

・新株予約権の数

608個 (新株予約権1個につき1,000株)

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 608,000 株

・新株予約権の発行価額

無償

・新株予約権の行使価額

1株あたり 400円

・新株予約権の行使期間

2013年5月7日から2021年5月6日まで

・新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者が、当社及び当社子会社 (将来の子会社を含むものとする。) の役員 (取締役、監査役を含む。) または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
- (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役	第2回新株予約権	530個	2名
監 査 役	第2回新株予約権	8個	2名

⑤ 第3回新株予約権（2013年1月7日付与）

- ・新株予約権の数
1,400個（新株予約権1個につき200株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 280,000 株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 240円
- ・新株予約権の行使期間
2015年1月8日から2023年1月7日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - （i）新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
 - （ii）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
- ・その他取得の条件
 - （i）当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - （ii）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役	第3回新株予約権	425個	3名
監 査 役	第3回新株予約権	—	—

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	20百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

・当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業集団が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、企業集団の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として企業集団のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、その内容を企業集団に周知徹底する。
- ④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知ったときは、速やかに管理部門に報告しなければならない。
- ⑤ 役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業集団のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。
- ② 管理部門において企業集団のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。
- ③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は「関係会社管理規程」を定め、関係会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務づけている。また、毎月の当社取締役会において、関係会社の業務報告が行われている。
- ② 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。
- ③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ④ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し意見を求め、同意を得るものとする。

(8) 監査役のその補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

その補助すべき使用人の人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加えて、企業集団に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。

また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(11) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業集団の監査役への報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の役職員に周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況について

当期の主な開催状況は、取締役会が14回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保しました。また、監査役会は14回、経営会議は12回開催しました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員及び当社子会社の取締役と面談を行っています。また、監査役会は代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社はコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、行動規範に基づきインサイダー取引防止や情報セキュリティの教育・啓蒙活動を行いました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、全社統制、業務プロセスの監査を実施するとともに、子会社に対しても同様に内部監査を実施しました。

(5) 反社会的勢力排除について

当期も継続して、契約書への反社会的勢力排除条項の記載とともに、従業員に対する倫理・行動規範の教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当に関しましては、1株当たり2円50銭（普通配当金2円50銭）の配当を予定しております。

また、次期の配当に関しましては、次期以降の積極的な設備投資計画等を総合的に勘案し、1株当たり2円50銭（普通配当金2円50銭）の配当を予定しております。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,676	7,622	3,934	△0	19,232
当 期 変 動 額					0
新 株 の 発 行	16	16			33
剰 余 金 の 配 当			△77		△77
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△2,861		△2,861
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	16	16	△2,939	0	△2,906
当 期 末 残 高	7,692	7,638	995	△0	16,326

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,673	3,673	42	22,948
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				33
剰 余 金 の 配 当				△77
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△2,861
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額 (純額)	△2,186	△2,186	△10	△2,197
当 期 変 動 額 合 計	△2,186	△2,186	△10	△5,103
当 期 末 残 高	1,486	1,486	31	17,844

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 其他有価証券
 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② たな卸資産
 商品・製品・原材料・…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
 貯蔵品

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 当社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社は2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 5年～30年
 機械装置及び運搬具 5年～10年
- ② 無形固定資産 …………… 当社は、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 在外連結子会社は、以下の耐用年数に基づく定額法を採用しております。
 特許権 10年
 商標権 5年
 ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は退職給付制度を採用しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度において費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理……………税抜方式によっております。

表示方法の変更に係る注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において固定負債の「その他」として表示しておりました「資産除去債務」(前連結会計年度387百万円)については、金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

受取手形及び売掛金

219百万円

財務制限条項

当社の長期借入金のうち、14,157百万円（1年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、その内、11,657百万円については当連結会計年度において2期連続で経常損失を計上したこと等により財務制限条項に抵触しております。財務制限条項が適用された場合、期限の利益を喪失することとなりますが、このような状況を解消すべく各金融機関へ状況を説明しており、全ての金融機関から財務制限条項の適用をウェーブする旨の合意が既に得られております。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2020年1月31日	300百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2014年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2013年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	2022年9月25日	1,562百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	2022年9月30日	937百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(4)	2025年6月30日	8,357百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2016年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2015年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、2,321百万円につきましては下記が付されております。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(5)	2026年6月30日	3,000百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2018年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、500百万円につきましては下記が付されております。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	31,197,600	102,000	—	31,299,600

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 102,000株

2. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,393,000株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77	2.50	2017年12月31日	2018年3月26日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年3月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78	2.50	2018年12月31日	2019年3月22日

4. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	223	—	—	223

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却超過額	155百万円
繰越欠損金	678百万円
退職給付に係る負債	46百万円
たな卸資産評価損	40百万円
その他	234百万円
繰延税金資産小計	1,156百万円
評価性引当額	△480百万円
繰延税金資産合計	676百万円

(繰延税金負債)

在外子会社の留保利益	△9百万円
資産除去債務	△67百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	△84百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブは実需の範囲で行うことを検討しておりますが、現在該当する取引はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を把握するとともに、債権の現況を正確に把握し、信用リスクの低減を図っております。また、売掛金は主として外貨建の債権であり為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね2か月以内の支払期日であります。買掛金は主として外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

未払金は概ね2か月以内に支払い予定のものであります。主として在外連結子会社の設備投資に係る外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

借入金主として在外連結子会社の運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金は主として変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。さらに、一部借入金は外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建売上取引について、外貨建売上計上時と外貨決済（外貨入金）時の為替レートの変動による為替差損益を計上しております。原則として、外貨資金需要があるので、外貨を外貨のまま保有し外貨支払いにあてております。また、一部外貨建借入金に対して、外貨預金との両建てにより為替リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、子会社からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,308	5,308	—
(2) 受取手形及び売掛金（純額）	2,156	2,156	—
資 産 計	7,464	7,464	—
(1) 支払手形及び買掛金	169	169	—
(2) 短期借入金	6,987	6,987	—
(3) 未払金	1,212	1,212	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	20,310	20,312	1
負 債 計	28,680	28,681	1

(注) 金融商品の時価の算定方法等

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金（純額）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	569円12銭
1 株当たり当期純損失	91円53銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純損失

項目	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	2,861
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	2,861
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,263,985

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他	利益剰余金 合 計		
				利益剰余金 繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	7,676	7,622	7,622	3,096	3,096	△0	18,394
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	16	16	16				33
剰 余 金 の 配 当				△77	△77		△77
当 期 純 利 益				196	196		196
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	16	16	16	118	118	0	151
当 期 末 残 高	7,692	7,638	7,638	3,214	3,214	△0	18,545

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	42	18,436
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		33
剰 余 金 の 配 当		△77
当 期 純 利 益		196
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)	△10	△10
当 期 変 動 額 合 計	△10	140
当 期 末 残 高	31	18,577

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ……移動平均法による原価法

関係会社社債 ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3年～4年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 11百万円

短期金銭債務 204百万円

保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証
W-SCOPE KOREA CO., LTD. 4,441百万円

財務制限条項

長期借入金のうち、14,157百万円（1年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されております。その内、11,657百万円については当連結会計年度において2期連続で経常損失を計上したこと等により財務制限条項に抵触しております。財務制限条項が適用された場合、期限の利益を喪失することとなりますが、このような状況を解消すべく各金融機関へ状況を説明しており、全ての金融機関から財務制限条項の適用をウェイブする旨の合意が既に得られております。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2020年1月31日	300百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2014年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2013年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	2022年9月25日	1,562百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	2022年9月30日	937百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(4)	2025年6月30日	8,357百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2016年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2015年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、2,321百万円につきましては下記が付されております。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(5)	2026年6月30日	3,000百万円	①各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 ②2018年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、500百万円につきましては下記が付されております。 ③各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

売上高 32百万円

仕入高 1,671百万円

営業取引以外の取引高 483百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 223株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金 222百万円

未払事業税否認 2百万円

その他 11百万円

計 236百万円

評価性引当額 △236百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	大韓民国忠清北道清州市	2,175百万ウォン	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発製造及び販売	所有直接100%	兼任2名	開発製造及び営業	製品の仕入(注)1	1,671	買掛金	204
								社債利息の受取(注)2	122	関係会社社債	6,100
								債務保証(注)3	4,441	—	—
子会社	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	大韓民国忠清北道忠州市	1,700百万ウォン	リチウムイオン二次電池用セパレータの製造	所有直接100%	兼任2名	開発製造	社債の引受	7,500	関係会社社債	10,500
								社債利息の受取(注)2	168	—	—

- (注) 1 製品の仕入については、製品の市場価格から算定した価格及びW-SCOPE KOREA CO.,LTD.から提示された総原価を検討の上、価格を決定しております。
- 2 社債の金利条件については、市場金利を参考に決定しております。
- 3 債務保証については、運転資金の銀行借入に対して行ったものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	592円52銭
1 株当たり当期純利益	6円28銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益

項目	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	196
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	196
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,263,985

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。